

尾張旭市監査公表第40号

令和8年4月30日付け尾張旭市監査公表第22号をもって公表した定例監査結果報告について、令和8年5月22日付け8議第24号で議長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和8年5月29日

尾張旭市監査委員 山田 義浩

尾張旭市監査委員 芦原 美佳子

議会事務局議事課

監査の指摘事項	措置状況
<p>尾張旭市会計規則（昭和58年尾張旭市規則第11号。以下「会計規則」という。）第8条によれば、歳入の調定をしたときは、定期に属するもの及び契約によるもの以外のものは、調定後10日以内に納入通知書兼領収書（会計規則第1号様式）により納入義務者に通知しなければならない。同課は、行政視察受入金について、令和8年1月14日に調定しているにもかかわらず、同月27日に納入義務者に通知していた。</p> <p>適時適切に調定を決議されたい。</p>	<p>指摘事項については、課内で情報共有を図り、適切な時期に調定することを徹底する。</p>